

九州北部豪雨で被災された方の利用料金の免除について

福岡県都市公園条例、福岡県都市公園条例施行規則に基づき、次のとおりプールの利用料金を免除いたします。

●対象

平成 29 年 7 月 5 日からの大雨による災害により被害を受け、発生時において適用市町村に住居していた方となります。

※対象市町村

福岡県朝倉市、朝倉郡東峰村、田川郡添田町、大分県日田市、中津市

●期間

平成 29 年 7 月 12 日から平成 31 年 7 月 11 日まで（2 年間）

●手続き

プールご利用当日、平成 29 年 7 月 5 日に居住していた市町村の発行する
り災証明書または被災証明書の写しを受付にご提出ください。

詳しくはお電話でお尋ねください。